

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険・介護予防から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険・介護予防の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割又は8割）が介護保険・介護予防から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○家事援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

* 生活援助全般 買い物等による金銭授受、ガス、電気、鍵等の管理が必要な場合

は利用者、家族等と協議の上管理、実施を行い所定の用紙等に記録を残します

＜サービス利用料金＞（契約書第 8 条参照）

それぞれのサービスについて、要支援 1～2 の方の料金は次のとおりです。（月単位定額）

区 分	週 1 回利用		週 2 回利用		週 3 回利用	
	1 割負担	2 割負担	1 割負担	2 割負担	1 割負担	2 割負担
要支援 1	1,168 円	2,336 円	2,335 円	4,670 円		
要支援 2	1,168 円	2,336 円	2,335 円	4,670 円	3,704 円	7,408 円

要介護 1～5 の方の平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次のとおりです。

【身体介護】

サービスに要する時間	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 (30 分増す毎に 80 単位加算)
1. 利用料金	1,650 円	2,450 円	3,880 円	5,640 円
2. 自己負担金	1 割負担	165 円	245 円	388 円
	2 割負担	330 円	490 円	776 円

【生活援助】

サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満	45 分以上
1. 利用料金	1,830 円	2,250 円
2. 自己負担金	1 割負担	183 円
	2 割負担	366 円

☆新規利用者には初回利用費として 200 円いただきます。

☆要望に応じ緊急時にも対応いたします。その場合には別途 100 円いただきます。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆訪問介護養成研修 3 級課程（ヘルパー 3 級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の 10% が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険又は介護予防から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付・予防給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険・介護予防からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険・介護予防の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険・介護予防給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険・介護予防給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【身体介護】

サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎に 80単位加算)
1. 利用料金	1,650円	2,450円	3,880円	5,640円

【生活援助】

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
1. 利用料金	1,830円	2,250円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月16日もしくは26日までに現金一括、指定口座振込み、郵便振替、金融口座自動引き落としのいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護・介護予防訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額の実費をお支払いしていただくことがあります

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。